

daily コラム

2018 年 3 月 20 日(火)

〒810-0001 福岡市中央区天神 2-8-49 ヒューリック福岡ビル 7 階
税理士法人かさい会計 TEL 092-771-4421 FAX 092-771-1417
Email info@kasai-grp.co.jp

中小企業が対象の補助金です ～ものづくり・商業・サービス 経営力向上支援補助金～

この補助金は、中小企業・小規模事業者が取り組む、経営力向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援するものです。認定支援機関の全面バックアップを得た事業を行う中小企業・小規模事業者が対象となっています。

機械装置費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウド利用費などが補助の対象になりますが、事務所の家賃や電話代など、一般的な諸経費は補助の対象になりません。ものづくり補助金の特徴ですが、経費については先に支払い、決定後に補助金が入る仕組みになっています。そのため、前もってキャッシュの準備を検討する必要があります。

●補助上限額・補助率

- ・企業間データ活用型：補助上限額 1,000 万円、補助率 2/3 以内
- ・一般型：補助上限額 1,000 万円、補助率 1/2 以内※
- ・小規模型：補助上限額 500 万円、補助率 1/2 以内

●審査における加点項目

- ① 固定資産税ゼロの特例を措置した自治

体で、160 万円以上の機械装置等固定資産の先端設備等導入計画が認定された企業

- ② 「経営革新計画」の認定または、「地域経済牽引事業計画」の承認のいずれかを取得した企業
 - ③ 総賃金の 1% 賃上げ等に取り組む企業
 - ④ 小規模型に応募する小規模企業者
 - ⑤ 九州北部豪雨の局地激甚災害指定を受けた市町村に所在し、被害を受けた企業
- ※一般型は原則 1/2 の補助率ですが、①又は②の条件を満たした場合は補助率が 2/3 になります。加点項目が多いほど補助される可能性が高くなります。

前年は 11 月に公募が始まったのですが、今年は 2 月に始まりました。締め切りは平成 30 年 4 月 27 日(金)締切日当日消印有効。平成 30 年 6 月中を目処に採択公表を行う予定です。現状において 2 次公募は予定ですが、開始時期・実施内容は未定です。



近くの認定支援機関に相談しよう！